

議案第 149 号

議案名 宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 新ごみ処理施設建設基金条例の改正について

1 改正内容

新ごみ処理施設建設基金について、債券運用できるように条文を追加しようとするものです。

2 追加する条文について

同基金条例の第 3 条に『前項の規定にかかわらず基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。』の 1 項を追加しようとするものです。

3 改正の目的

新ごみ処理施設の工事費について、事業者提案の各年度の工事費に基づき、資金計画を立てたところ、同基金の取り崩しは令和 17 年度までなく、令和 16 年度末時点で 49 億円余の基金残高を見込んでいます。また、同基金は起債償還に使用する計画としています。

新ごみ処理施設の整備にかかる一般財源の負担を少しでも軽減するため、同基金を安全に運用することで、収入の確保を図ることを改正の目的としています。

施行については、公布の日からとします。